

三浦市市民交流拠点整備事業(募集要項・要求水準書)について、
パブリックコメント（意見募集）を実施します！

意見募集期間

令和5年2月1日（水）

～

令和5年3月2日（木）

三浦市
市長室

三浦市市民交流拠点整備事業(募集要項・要求水準書)に係る パブリックコメント(意見募集)の実施について

三浦市では、引橋地区において、市の中心地にふさわしい市民交流拠点の形成を目指して市庁舎を含む公共施設と民間施設などの整備を行う三浦市市民交流拠点整備事業に取り組んでいます。

事業手法としては、公共施設整備業務を設計・施工一括発注方式で実施し、民間施設整備運營業務を定期借地権方式で実施する予定です。また、事業者の選定については、官民連携による民間事業者のアイデアを最大限活用するため、事業者からの提案による公募型プロポーザル方式により選定します。

本事業を実施するにあたり、事業者の選定を目的として、民間事業者の募集手続きを示した「三浦市市民交流拠点整備事業募集要項」、選定事業者が実施する施設整備に関して市が要求する水準を示した「三浦市市民交流拠点整備事業要求水準書」を作成しました。

これらに対する市民の皆さまからのご意見をお聞きするため、以下のとおり、パブリックコメントを実施します。

1 意見募集案件名

三浦市市民交流拠点整備事業(募集要項・要求水準書)について

2 資料の公表場所

市のホームページ、三浦市役所本館2階、南下浦・初声出張所でご覧になれます。

3 意見の募集期間

令和5年2月1日(水)から令和5年3月2日(木)まで

4 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

5 意見提出方法

意見募集期間内に次のいずれかの方法により提出してください。(電話や口頭によるご意見は、ご遠慮願います。)

ご意見等の提出については、意見等記入用紙(別紙様式)を参考にしてください。(住所及び氏名は、必ずお書き下さい。)

ご意見を記載するときは、ページや項目名を記載するなど、どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるように明記してください。

(1) 直接持参する場合

三浦市役所本館 2階 市長室窓口

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日は除く）

(2) 郵送する場合（※当日消印有効）

〒238-0298

三浦市城山町1番1号

三浦市役所 市長室あて

(3) ファックスを利用する場合

ファックス番号：046-882-2836

(4) 電子メールを利用する場合

メールアドレス：shiminkouryu@city.miura.kanagawa.jp

6 意見の公表等

意見募集の結果として、提出されたご意見とそれに対する市の考え方は、令和5年3月末を目途に、市のホームページ、市長室窓口、南下浦・初声出張所で公表する予定です。

なお、ご意見に対する個別の回答はいたしません。また、提出いただいた書類は返却できませんので、ご了承ください。

提出いただいたご意見の記載内容は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、公開する可能性があることをご了承ください。

7 問い合わせ先

三浦市役所 市長室